

令和２年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画の概要

1 根拠法令

水質汚濁防止法に基づき、「公共用水域及び地下水の常時監視」を行うために関係機関と協議の上、知事が計画を作成する。

2 計画の内容

(1) 公共用水域の水質測定計画総括表

水域種別		河川	湖沼	海域	合計
水域数	測定水域	74	35	24	133
	類型指定水域数	59	12	24	95
測定地点数	環境基準点	69	12	47	128
	補助測定点	53	2	59	114
	その他の地点	20	23	0	43
	計	142	37	106	285
総検体数（延回数）		1,634	392	1,118	3,114
平成31年度計画との主な変更点					
<ul style="list-style-type: none"> ・仙台湾の一部において健康項目及び要監視項目の一部の測定頻度増 ・環境基準点である新河内橋（河内橋上流）の採水地点を変更 					

(2) 地下水の水質測定計画総括表

調査の種類	概況調査		汚染井戸 周辺地区調査	継続監視 調査	合計
	定点方式	ローリング方式			
総測定地点数	0	34	－	38	72
平成31年度計画との変更点					
<ul style="list-style-type: none"> ・継続監視調査 地点数 2地点追加 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div> <ul style="list-style-type: none"> 調査終了 1地点削除 井戸廃止等 1地点削除 環境基準超過 4地点追加 </div> </div>					

3 測定機関

公共用水域	地下水
国土交通省東北地方整備局、宮城県、仙台市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市	宮城県、仙台市

4 測定項目

公共用水域	地下水
健康項目（カドミウム、全フッ素等 27 項目） 生活環境項目（BOD・COD、SS 等 12 項目） 要監視項目（クロロホルム等 26 項目） その他（トリハロメタン生成能等）	環境基準項目（カドミウム、全フッ素等 28 項目） 要監視項目（クロロホルム等 24 項目） その他（pH）

5 分析方法

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号）、「排水規準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水規準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）、「上水試験方法」、「工場排水試験方法（JISK0102）」等の公定法によるものとする。

6 測定結果の公表

知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定により公表するものとする。